

(R4. 11. 14現在)

議案の概要

令和4年第4回市議会定例会

八王子市

目 次

1	提出予定議案総括	1
2	八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例設定について	2
3	八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例設定について	5
4	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例設定について	6
5	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	7
6	八王子市男女共同参画推進条例設定について	8
7	八王子市育英基金条例の一部を改正する条例設定について	12
8	八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例設定について	13
9	本庁舎浸水対策建築工事請負契約の締結について	14
10	国指定史跡八王子城跡保存用地の取得について	16
11	移動台等の取得について	17
12	八王子市立保育園の指定管理者の指定について（八王子市立静教保育園）	18
13	八王子市立保育園の指定管理者の指定について（八王子市立多賀保育園）	21
14	八王子市立保育園の指定管理者の指定について（八王子市立市役所内保育園）	24
15	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立東浅川小学童保育所ほか）	27
16	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立浅川学童保育所ほか）	31
17	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立由木西小学童保育所ほか）	41
18	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立由木学童保育所ほか）	45
19	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立由木東小学童保育所ほか）	52
20	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立南大沢学童保育所ほか）	58
21	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立散田小学童保育所ほか）	65

2 2	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立梶田小学童保育所）	70
2 3	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立横山第一小学童保育所）	74
2 4	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立恩方東学童保育所）	78
2 5	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立北野学童保育所）	83
2 6	高尾599ミュージアムの指定管理者の指定について	87
2 7	八王子市立都市公園の指定管理者の指定について（八王子市立大塚公園ほか）	90
2 8	八王子市立都市公園の指定管理者の指定について（八王子市立みなみ野大船の尾根緑地ほか）	93
2 9	市道路線の認定について	96

【追加送付】

3 0	八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について	97
3 1	八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について	97
3 2	八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	97
3 3	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	97

○提出予定議案総括

案 件	件 数	備 考
補 正 予 算	3 件	一般会計ほか
条 例 関 係	1 1 件	新設 2 件 一部改正 9 件
契 約	3 件	工事請負契約 1 件 用地取得 1 件 物品取得 1 件
指 定 管 理 者	3 6 件	指定管理者の指定
そ の 他	1 件	市道路線の認定
計	5 4 件	

条例制定	八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例設定 について	総務部
		公文書管理課
概要	個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの	

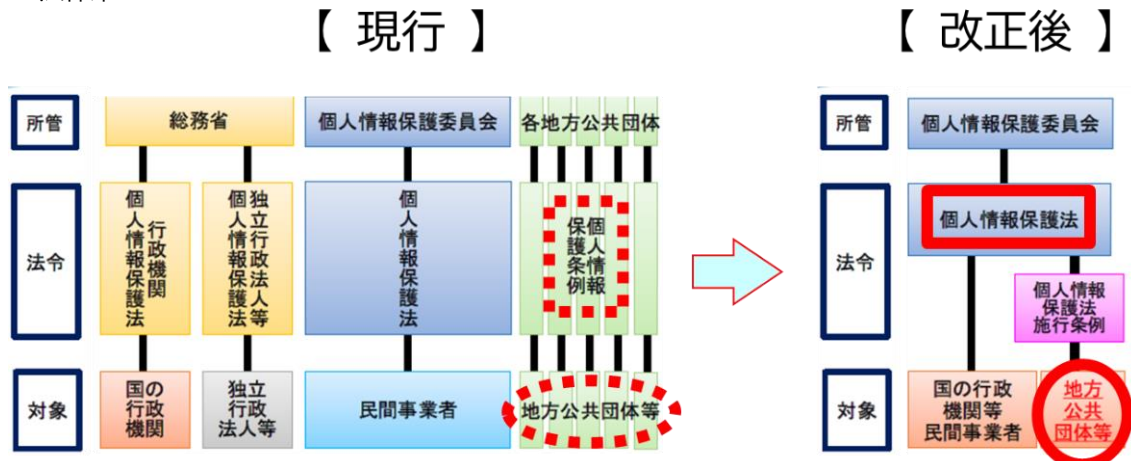
【内容】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護制度の見直しがされ、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人によってそれぞれ分かれていた規律が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に一元化された。

これにより、本市における個人情報の取扱いに関する根拠法令が「八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）」から「個人情報保護法」となり、令和5年（2023年）4月1日から「個人情報保護法」に基づき個人情報の適正な取扱いや開示請求制度等の運用を行うこととなった。

そこで、八王子市個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する。

<法体系のイメージ>



（「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース『個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（概要）』（令和2年12月）」を加工して作成）

<制定内容>

- 1 趣旨（第1条）
個人情報保護法の施行について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 用語（第2条）
条例において使用する用語は、個人情報保護法において使用する用語の例による。
- 3 個人情報保護管理責任者（第3条）
実施機関（個人情報保護法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、個人情報保護法第65条及び第66条第1項の規定による事務を処理させるため、当該実施機関の職員のうちから個人情報保護管理責任者を定めなければならない。
- 4 開示することができる期日の通知（第4条）
実施機関は、個人情報保護法第82条の規定により開示請求に対する措置をとる場合において、開示請求に係る保有個人情報が、期間の経過によりその全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を開示請求者に通知するものとする。

5 開示請求に係る手数料等（第5条）

- (1) 個人情報保護法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。
- (2) 個人情報保護法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

6 情報公開・個人情報保護運営審議会（第6条）

実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 個人情報保護法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) (1)及び(2)の場合のほか、実施機関における保有個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

7 個人情報保護相談員（第7条）

個人情報の保護に係る相談、受付、連絡調整等の事務を行い、個人情報保護制度を利用しようとするものの利便を図るため、個人情報保護相談員を置く。

8 運用状況の公表（第8条）

市長は、毎年1回、実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

9 委任（第9条）

条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

10 八王子市個人情報保護条例の廃止（附則）

現行の八王子市個人情報保護条例の規定が個人情報保護法に規定されることに伴い、八王子市個人情報保護条例を廃止する。

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日

<経過措置>

- 1 次に掲げる者に係るこの条例による廃止前の八王子市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第4条第2項又は第45条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務を受託した者（指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者を含む。）
- 2 この条例の施行前に旧条例第14条、第25条、第30条又は第35条の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したとき

は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 上記1(2)に掲げる者

4 上記3(1)及び(2)に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報であつて公文書に記録されたものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 上記3及び4の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 この条例の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

【法令等】

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

改正後の第2条第11項第2号、第65条、第66条第1項、第82条、第87条第1項、改正後の第89条第2項、改正後の第129条

○八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）

第2条第1号、第2条第2号、第4条第2項、第14条、第25条、第30条、第35条、第45条第2項、第54条

○八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成8年八王子市条例第8号）

改正後の第1条

<p>条例改正</p>	<p>八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部 を改正する条例設定について</p>	<p>総務部 公文書管理課</p>
<p>概要</p>	<p>個人情報保護制度の見直しに伴い、条例中の引用法令や文言の整備を行うもの</p>	
<p>【内容】 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護制度の見直しがされ、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人によってそれぞれ分かれていた規律が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に一元化された。 これにより、本市における個人情報の取扱いに関する根拠法令が「八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）」から「個人情報保護法」となり、令和5年（2023年）4月1日から「個人情報保護法」に基づき個人情報の適正な取扱いや開示請求制度等の運用を行うこととなった。 そこで、条例中の引用法令や文言の整備を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>1 審査会の設置に係る改正（第1条） (1) 設置の根拠を「八王子市個人情報保護条例第42条」から「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。 (2) 審査会の審議事項を明確にするため、「諮問に応じて審議」を「諮問に応じ審査請求について調査審議」に改める。</p> <p>2 審査会の調査権限に係る改正（第5条） (1) 実施機関の定義 「個人情報保護法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関」とする。 (2) 公文書等の定義 「個人情報保護条例第20条、第28条、第33条若しくは第38条の決定に係る個人情報」を「個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）」に改める。</p> <p><施行日> 令和5年（2023年）4月1日</p> <p><経過措置> この条例による改正前の八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により置かれた八王子市情報公開・個人情報保護審査会は、この条例による改正後の八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により置く八王子市情報公開・個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。</p>		
<p>【法令等】 ○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号） 改正後の第2条第11項第2号、改正後の第60条第1項、改正後の第78条第1項第4号、改正後の第94条第1項、改正後の第102条第1項、改正後の第105条第1項、第3項</p> <p>○八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号） 第20条、第28条、第33条、第38条、第42条</p>		

条例改正	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		公文書管理課
概要	個人情報保護制度の見直しに伴い、条例中の引用法令や文言の整備を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護制度の見直しがされ、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人によってそれぞれ分かれていた規律が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に一元化された。</p> <p>これにより、本市における個人情報の取扱いに関する根拠法令が「八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）」から「個人情報保護法」となり、令和5年（2023年）4月1日から「個人情報保護法」に基づき個人情報の適正な取扱いや開示請求制度等の運用を行うこととなった。</p> <p>そこで、条例中の引用条項や文言の整備を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>1 審議会の設置に係る改正（第1条）</p> <p>(1) 設置の根拠を「個人情報保護条例」から「個人情報保護法」に改める。</p> <p>(2) 設置目的の「個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進」を「個人情報の適正な取扱いの確保」に改める。</p> <p>2 所掌事項に係る改正（第2条）</p> <p>(1) 審議事項</p> <p>ア 「市長が諮問する個人情報保護制度の運営に関する重要事項」を削る。</p> <p>イ 「個人情報保護条例の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項」を「八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により実施機関が意見を聴くことが特に必要であると認めた事項」に改める。</p> <p>(2) 審議会からの意見の内容</p> <p>「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」を「個人情報の適正な取扱い」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p> <p><経過措置></p> <p>この条例による改正前の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により置かれた八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会は、この条例による改正後の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により置く八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会となり、同一性をもって存続するものとする。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号） 改正後の第129条</p> <p>○八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号） 第54条</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>市民部 八王子駅南口総合事務所</p>
<p>概要</p>	<p>マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスにおける手数料を、令和5年(2023年)1月から令和6年(2024年)3月までの間、10円とするもの</p>	
<p>【内容】 マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスの利用促進を図るとともに、コロナ禍における物価等の高騰に伴う市民の経済的負担の軽減を図るため、コンビニ交付サービスにおける手数料を、令和5年(2023年)1月4日から令和6年(2024年)3月31日までの間、10円とする。</p> <p><改正内容> 附則において、令和5年(2023年)1月4日から令和6年(2024年)3月31日までの間、マイナンバーカードを利用して多機能端末機により交付する証明書等に係る以下の手数料を、別表の規定にかかわらず、いずれも1通につき10円とすることを規定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民税・都民税課税(非課税)証明手数料 2 印鑑証明手数料 3 戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書若しくは個人事項証明書交付手数料 4 住民票の写し又は戸籍の附票の写し交付手数料 <p><施行日> 公布の日</p>		
<p>【法令等】 ○地方自治法(昭和22年法律第67号) 第227条</p>		

条例制定	八王子市男女共同参画推進条例設定について	市民活動推進部
		男女共同参画課
概要	男女が共に参画する社会の実現を目的とし、男女共同参画の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例を制定するもの	
<p>【内容】</p> <p>男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図るため制定する。</p> <p>また、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する八王子市男女共同参画推進審議会及び苦情申出について公正かつ適切に処理する八王子市男女共同参画苦情処理委員会を設置することから、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）を改正し、審議会及び苦情処理委員会の委員の報酬の額及び費用弁償の額を定める。</p> <p><制定内容></p> <p>1 目的（第1条）</p> <p>男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって様々な場面において、男女が共に参画する社会の実現を目的とする。</p> <p>2 定義（第2条）</p> <p>(1) 条例で用いる男女共同参画に関連する用語である「男女共同参画」「ジェンダー平等」「アンコンシャス・バイアス」「性別による固定的な役割分担意識」「ドメスティック・バイオレンス」「セクシュアル・ハラスメント」を定義する。</p> <p>(2) 男女共同参画の推進等の責務を有する者として、「市民」「教育関係者」「事業者」「地域活動団体」を定義する。</p> <p>3 基本理念（第3条）</p> <p>次のとおり、男女共同参画推進の基本理念を定める。</p> <p>(1) 誰もが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、その個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。</p> <p>(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は教育関係者、事業者及び地域活動団体における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活において、また、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画できること。</p> <p>(5) 男女が、互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるように配慮されること。</p> <p>(6) 誰もが、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、その他の性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重されること。</p> <p>4 市の責務（第4条）</p> <p>(1) 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(2) 市は、施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携する責務を有する。</p> <p>5 市民の責務（第5条）</p> <p>(1) 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域</p>		

その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

(2) 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

6 教育関係者の責務（第6条）

(1) 教育関係者は、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(2) 教育関係者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

7 事業者の責務（第7条）

(1) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、個人の意欲、能力、個性等が尊重され、男女が共に参画することができるよう努めなければならない。

(2) 事業者は、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、職業生活における活動と家庭生活における活動及びその他の活動を両立することができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(3) 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

8 地域活動団体の責務（第8条）

(1) 地域活動団体は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、男女が共に参画できるよう努めなければならない。

(2) 地域活動団体は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

9 情報の収集及び調査（第9条）

(1) 市長は、施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(2) 市長は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めることができる。

10 啓発活動（第10条）

市長は、市民等に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

11 活動に対する支援（第11条）

市長は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、人材の育成、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

12 体制の整備（第12条）

市長は、施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動等を行うための拠点の設置や、市民等並びに国及び他の地方公共団体との相互連携等のために必要な体制を整備するものとする。

13 男女共同参画推進審議会（第13条）

(1) 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(2) 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

ア 推進計画に関すること。

イ アに掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長が必要と認める事項

(3) 審議会は、学識経験者、市民、事業者、関係団体が推薦する者その他市長が必要と認めるもののうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

(4) 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

14 推進計画（第14条）

(1) 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11

年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- (2) 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずる。
- (3) 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
- (4) 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- (5) (2)~(4)は、推進計画の変更について準用する。

15 実施状況の公表(第15条)

市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

16 性別による権利侵害の禁止(第16条)

何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

17 公衆に表示する情報に関する留意(第17条)

何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

18 相談申出への対応(第18条)

- (1) 市長は、性別に起因する権利侵害その他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談を受けるための窓口を設置する。
- (2) 市長は、(1)の相談を受けた場合、関係機関と連携し、適切な処理に努めるものとする。

19 苦情申出への対応(第19条)

- (1) 市長は、施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情を受けるための窓口を設置する。
- (2) 市長は、(1)の苦情を受けた場合は、適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 市長は、(1)で受けた苦情について、必要があると認めるときは、苦情処理委員会の意見を聴くものとする。

20 男女共同参画苦情処理委員会(第20条)

- (1) 苦情申出について、公正かつ適切に処理するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を置く。
- (2) 苦情処理委員会は、市長の諮問に応じ、苦情申出について調査審議し、答申する。
- (3) 苦情処理委員会は、男女共同参画の推進に識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- (4) 苦情処理委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

21 委任(第21条)

八王子市男女共同参画推進条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

22 男女が共に生きるまち八王子プラン(附則)

八王子市男女共同参画推進条例の施行日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定した男女が共に生きるまち八王子プランは推進計画とみなす。

23 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正(附則)

八王子市男女共同参画推進条例の附則により非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、審議会及び苦情処理委員会の委員の報酬の額等について、下表のとおり定める。

番号	区分	報酬の額	費用弁償の額
40	男女共同参画推進審議会委員	日額12,000円	副市長相当額
41	男女共同参画苦情処理委員会委員	日額12,000円	副市長相当額

<施行日>

令和5年(2023年)4月1日

【法令等】

○男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)
第9条、第14条

条例改正	八王子市育英基金条例の一部を改正する条例設定について	学校教育部
		学務課
概要	奨学事業の資金に充当するために設置している育英基金の充当先の範囲及び処分の範囲を拡大するため、条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>奨学事業の資金に充当するために設置している育英基金（以下「基金」という。）について、基金を処分することができるのは、原則として、「特別奨学金※の財源に充てる場合」に、「基金の運用から生ずる収益の限度において」と限定されているため、奨学事業全般に活用することができない。</p> <p>そこで、基金の充当先の範囲及び処分の範囲を拡大するため、条例を改正する。</p> <p>※特別奨学金 奨学生のうち特に成績が優秀と認める者に対し、奨学金の支給額（月額11,000円）のほかに月額3,000円を支給するもの。</p> <p><改正内容></p> <p>1 基金の充当先の範囲の拡大（第6条第1項） 「特別奨学金の財源に充てる」こととしている基金を、「奨学事業に必要な財源に充てる」こととする。</p> <p>2 基金の処分の範囲の拡大（第6条第1項） 「基金の運用から生ずる利益の限度において処分することができる」こととしている基金を、「基金の一部を処分することができる」こととする。</p> <p><施行日> 令和5年（2023年）4月1日</p> <p><その他> 令和3年度末の基金積立額：51,787千円</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第241条</p> <p>○八王子市奨学資金支給条例（昭和35年八王子市条例第10号） 第8条第1項</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>学校教育部 学務課</p>
<p>概要</p>	<p>奨学金支給の対象者に特別支援学校の高等部に在学する者を追加するほか、受給資格の要件を改めるもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>有用な人材を育成するために支給している、修学上必要な学資金（以下「奨学金」という。）の対象者については、八王子市奨学資金支給条例（昭和35年法律第10号）第1条において、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）若しくは高等専門学校又は専修学校に在学し、成績良好、身心健全にして、かつ、経済的理由により修学困難なものと規定しているが、対象とする学校に特別支援学校の高等部が含まれていない。</p> <p>そこで、障害の有無にかかわらず誰もが安心して希望する教育を受けることができるよう、特別支援学校の高等部に在学する者を奨学金支給の対象者に含めることとする。</p> <p>また、より個性を尊重した多様な学びの支援を可能とするため、受給資格の要件を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>1 奨学金支給対象者（第1条）</p> <p>(1) 「特別支援学校の高等部」に在学する者を追加する。</p> <p>(2) 「成績良好、身心健全」であることを「成績良好で学習意欲がある」ことに改める。</p> <p>(3) 「有用な人材」を「社会貢献できる有用な人材」に改める。</p> <p>2 受給資格（第2条）</p> <p>受給資格の要件の1つである「成績が良好で身心共に健全であること」を「成績が良好で学習意欲があり、社会貢献の意志があること」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条</p>		

条例制定	本庁舎浸水対策建築工事請負契約の締結について	契約資産部																														
		庁舎管理課																														
概要	本庁舎の浸水対策工事を行うもの																															
【内容】	<p>令和2年（2020年）1月30日に公表された東京都の浸水予想区域図において、本庁舎が浸水予想区域に含まれることが確認された。これを受け、水害時の災害対策本部機能を併せ持つ本庁舎の機能を確実に維持するため、本庁舎の浸水対策工事を行う。</p> <p><工事内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物外周部水防工事 2 建物内周部水防工事 3 外構設備水防工事 <p><工期></p> <p>議決後（令和4年（2022年）12月中旬）から令和6年（2024年）2月中旬まで</p> <p><契約先></p> <p>三友建設株式会社</p> <p><契約金額></p> <p>386,540,000円（うち、消費税額35,140,000円）</p> <p>※ 令和4年度（2022年度）・令和5年度（2023年度）予算 （令和5年度（2023年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度（2022年度） 100,000千円 (2) 令和5年度（2023年度） 381,030千円 2 財源（本件契約の外、設備工事、電気工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> (1) 都補助金 13,474千円（うち令和4年度（2022年度）分 3,563千円） (2) 市債 692,900千円（うち令和4年度（2022年度）分 186,400千円） (3) 一般財源 46千円（うち令和4年度（2022年度）分 17千円） (4) 合計 706,420千円（うち令和4年度（2022年度）分 189,980千円） <p>※ 入札状況等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札日 令和4年（2022年）9月13日 2 入札方法 解除条件付一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式） 3 入札状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額（税抜き）</th> <th>価格評価点</th> <th>技術評価点</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 三友建設株式会社</td> <td>351,400,000円</td> <td>30.036</td> <td>13</td> <td>43.036</td> </tr> <tr> <td>(2) 黒須建設株式会社</td> <td>375,000,000円</td> <td>18.622</td> <td>19</td> <td>37.622</td> </tr> <tr> <td>(3) 株式会社 池田工務店</td> <td>405,230,000円</td> <td>4.000</td> <td>22</td> <td>26.000</td> </tr> <tr> <td>(4) 株式会社 永井工務店</td> <td>413,500,000円</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>11.000</td> </tr> <tr> <td>(5) 株式会社 田中建設</td> <td>辞 退</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>予定価格 413,500,000円（落札率84.9%） 調査基準価格 351,400,000円</p>		入札業者	入札金額（税抜き）	価格評価点	技術評価点	合計	(1) 三友建設株式会社	351,400,000円	30.036	13	43.036	(2) 黒須建設株式会社	375,000,000円	18.622	19	37.622	(3) 株式会社 池田工務店	405,230,000円	4.000	22	26.000	(4) 株式会社 永井工務店	413,500,000円	0	11	11.000	(5) 株式会社 田中建設	辞 退	—	—	—
入札業者	入札金額（税抜き）	価格評価点	技術評価点	合計																												
(1) 三友建設株式会社	351,400,000円	30.036	13	43.036																												
(2) 黒須建設株式会社	375,000,000円	18.622	19	37.622																												
(3) 株式会社 池田工務店	405,230,000円	4.000	22	26.000																												
(4) 株式会社 永井工務店	413,500,000円	0	11	11.000																												
(5) 株式会社 田中建設	辞 退	—	—	—																												

失格基準価格 336,800,000円

【法令等】

○地方自治法（昭和25年法律第67号）
第96条第1項、第5項

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第121条の2第1項、別表第三（第121条の2関係）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）
第2条、第3条

契約	国指定史跡八王子城跡保存用地の取得について	生涯学習スポーツ部
		文化財課
概要	国指定史跡八王子城跡の保存のための用地を取得するもの	
<p>【内容】</p> <p>国指定史跡八王子城跡保存管理計画書（平成27年（2015年）2月策定）及び国指定史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画書（平成30年（2018年）2月策定）において、八王子城跡の本質的価値の保存、継承及び向上のため、必要に応じて史跡区域内の土地の公有地化を図ることを定めていることから、当該計画に基づき、八王子城跡の保存のための用地として取得する。</p> <p><取得用地の内容></p> <p>1 土地の所在 八王子市元八王子町三丁目2735番4</p> <p>2 取得面積 13,400㎡</p> <p>3 地目 山林</p> <p><取得金額></p> <p>30,820,000円（2,300円/㎡）</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第121条の2第2項</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号） 第3条</p>		

契約	移動台等の取得について	学校教育部																																																	
		学校給食課																																																	
概要	学校給食センター檜原において使用する移動台等を購入するもの																																																		
<p>【内容】</p> <p>学校給食センター檜原の開設に伴い必要となる厨房機器類等を購入する。</p> <p><種類及び数量></p> <table border="0"> <tr><td>1</td><td>移動台</td><td>110台</td></tr> <tr><td>2</td><td>スタッキングカート</td><td>40台</td></tr> <tr><td>3</td><td>食材棚</td><td>28台</td></tr> <tr><td>4</td><td>デジタル台はかり</td><td>24台</td></tr> <tr><td>5</td><td>配缶台</td><td>20台</td></tr> <tr><td>6</td><td>移動式スパテラスタンド</td><td>18台</td></tr> <tr><td>7</td><td>移動棚</td><td>16台</td></tr> <tr><td>8</td><td>掃除用具ロッカー</td><td>8台</td></tr> <tr><td>9</td><td>ラックインカート</td><td>6台</td></tr> <tr><td>10</td><td>L型台車</td><td>4台</td></tr> <tr><td>11</td><td>手動式缶切機</td><td>2台</td></tr> </table> <p><契約先></p> <p>平成調理機株式会社</p> <p><契約金額></p> <p>35,695,000円(うち、消費税3,245,000円)</p> <p>※ 入札状況</p> <p>令和4年(2022年)8月24日入札 指名競争入札による</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額(税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 平成調理機株式会社</td><td>32,450,000円</td></tr> <tr><td>2 有限会社 ショービ</td><td>33,350,000円</td></tr> <tr><td>3 株式会社 タマチュウ</td><td>33,498,000円</td></tr> <tr><td>4 株式会社 アイホー</td><td>33,800,000円</td></tr> <tr><td>5 株式会社 マルカネ</td><td>36,000,000円</td></tr> <tr><td>6 株式会社 ムサシ</td><td>辞退</td></tr> <tr><td>7 株式会社 小笠原</td><td>辞退</td></tr> </tbody> </table> <p>【法令等】</p> <p>○地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第121条の2第2項</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八王子市条例第6号) 第3条</p>			1	移動台	110台	2	スタッキングカート	40台	3	食材棚	28台	4	デジタル台はかり	24台	5	配缶台	20台	6	移動式スパテラスタンド	18台	7	移動棚	16台	8	掃除用具ロッカー	8台	9	ラックインカート	6台	10	L型台車	4台	11	手動式缶切機	2台	入札業者	入札金額(税抜き)	1 平成調理機株式会社	32,450,000円	2 有限会社 ショービ	33,350,000円	3 株式会社 タマチュウ	33,498,000円	4 株式会社 アイホー	33,800,000円	5 株式会社 マルカネ	36,000,000円	6 株式会社 ムサシ	辞退	7 株式会社 小笠原	辞退
1	移動台	110台																																																	
2	スタッキングカート	40台																																																	
3	食材棚	28台																																																	
4	デジタル台はかり	24台																																																	
5	配缶台	20台																																																	
6	移動式スパテラスタンド	18台																																																	
7	移動棚	16台																																																	
8	掃除用具ロッカー	8台																																																	
9	ラックインカート	6台																																																	
10	L型台車	4台																																																	
11	手動式缶切機	2台																																																	
入札業者	入札金額(税抜き)																																																		
1 平成調理機株式会社	32,450,000円																																																		
2 有限会社 ショービ	33,350,000円																																																		
3 株式会社 タマチュウ	33,498,000円																																																		
4 株式会社 アイホー	33,800,000円																																																		
5 株式会社 マルカネ	36,000,000円																																																		
6 株式会社 ムサシ	辞退																																																		
7 株式会社 小笠原	辞退																																																		

指定管理者	八王子市立保育園の指定管理者の指定について	子ども家庭部
		子どもの教育・保育推進課

概要 八王子市立保育園の指定管理者の指定をするもの（特命）

【内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立静教保育園の指定管理者を指定する。

<施設名>

八王子市立静教保育園

<指定管理者>

社会福祉法人 太和会

※ 本市における指定管理の実績 保育園1か所（静教保育園）、学童保育所2か所（八木町学童保育所、美山小学童保育所）

<指定期間>

令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの3年間（4期目）

<選定方法>

特命（更新制度による選定）

八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定

<選定理由>

候補者となった法人は、全ての評価項目において6割以上の評価点数を獲得しており、特に法人と保育園が一体となった高い組織力を基盤とした施設運営実績や安全安心を第一とした食育等を通じた特色ある保育活動を高く評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。

<選考経過>

1 優良事業者の所管部決定

子ども家庭部において、期末モニタリング、利用者満足度調査及び東京都福祉サービス第三者評価の結果に基づき、優良事業者として決定した。

(1) 期末モニタリング

年度	総合評価	評価項目数	項目別評価
平成30年度（2018年度）	B	44項目	A 9項目、B 35項目
平成31年度（2019年度）	B	43項目	A 8項目、B 35項目
令和2年度（2020年度）	B	43項目	A 8項目、B 35項目
令和3年度（2021年度）	B	43項目	A 7項目、B 36項目

※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階、項目別評価はA・B・Cの3段階

(2) 利用者満足度調査（総合的な感想が「大変満足」又は「満足」の割合）

平成30年度（2018年度） 96.0%

平成31年度（2019年度） 100.0%

令和2年度（2020年度） 100.0%

令和3年度（2021年度） 95.6%

(3) 東京都福祉サービス第三者評価

平成30年度（2018年度） 評価項目数：120 肯定的評価項目：120

令和3年度（2021年度） 評価項目数：120 肯定的評価項目：120

2 一次選考

子ども家庭部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。

3 二次選考

評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者として決定した。

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者、市民代表、税理士、子ども家庭部長、福祉部長、学校教育部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人太和会
団体の能力	市立保育所の管理運営を行うにふさわしい理念、組織、財政基盤を有していること。	30	23
	市立保育所の管理運営を行うに十分な実績を有していること。	30	23
	実現性の高い適正な収支計画であること。	30	22
	十分な経験を有し、円滑に保育所を運営できる施設長を配置できること。	30	24
	職員確保及び職員配置について実現可能で効果的な方策を具体的に示していること。	30	21
	職員の定着率向上及び資質向上に向けた方策を具体的に示していること。	30	21
	個人情報適切に管理する体制及び方策を具体的に示していること。	30	21
	危機管理に対する体制及び方策を具体的に示していること。	30	23
	要望・苦情に対する対応体制及び方策を具体的に示していること。	30	23
	小計	270	201
提案事業の内容	保育方針・保育計画・保育内容が的確であること。	30	24
	特別な支援・配慮を要する子どもに理解があり、具体的な取組を示していること。	30	20
	子どもの健康管理・衛生管理について適切に配慮する方策を具体的に示していること。	30	23
	食育・給食に関する方針及び取組を具体的に示していること。	30	25
	家庭とのかかわりを具体的に示していること。	30	23
	虐待の防止、早期発見等に関する方針及び取組を具体的に示していること。	30	21
	提供するサービスを自己評価し、業務改善及び利用者満足度向上に繋げる具体的な取組を示していること。	30	21
	地域及び関係機関との連携についての考え方並びに取組を具体的に示していること。	30	23
	市の施策に対する協力及び経費節減について、公の施設として適切な考え方を具体的に示していること。	30	21
小計	270	201	
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）		402	402
合計		942	804
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）		100	85.3

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 太和会
令和5年度（2023年度）	140,327,000 円
令和6年度（2024年度）	141,882,000 円
令和7年度（2025年度）	143,718,000 円
3年間の合計	425,927,000 円
【参考】	
令和4年度（2022年度）協定金額	130,249,740 円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市保育園条例（令和2年八王子市条例第3号）
第12条～第14条

指定管理者	八王子市立保育園の指定管理者の指定について	子ども家庭部
		子どもの教育・保育推進課

概要 八王子市立保育園の指定管理者の指定をするもの（特命）

【内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立多賀保育園の指定管理者を指定する。

<施設名>

八王子市立多賀保育園

<指定管理者>

社会福祉法人 愛和会

※ 本市における指定管理の実績 保育園1か所（多賀保育園）

<指定期間>

令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの3年間（4期目）

<選定方法>

特命（更新制度による選定）

八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定

<選定理由>

候補者となった法人は、全ての評価項目において6割以上の評価点数を獲得しており、特に民間保育園4施設の施設運営実績や子どもの健やかな成長を第一に家庭との信頼関係を築きながら子どもの思いに寄り添う丁寧な保育活動を高く評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。

<選考経過>

1 優良事業者の所管部決定

子ども家庭部において、期末モニタリング、利用者満足度調査及び東京都福祉サービス第三者評価の結果に基づき、優良事業者として決定した。

(1) 期末モニタリング

年度	総合評価	評価項目数	項目別評価
平成30年度（2018年度）	B	44項目	A 6項目、B 38項目
平成31年度（2019年度）	B	43項目	A 5項目、B 38項目
令和2年度（2020年度）	B	43項目	A 7項目、B 36項目
令和3年度（2021年度）	B	43項目	A 5項目、B 38項目

※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階、項目別評価はA・B・Cの3段階

(2) 利用者満足度調査（総合的な感想が「大変満足」又は「満足」の割合）

平成30年度（2018年度）	92.5%
平成31年度（2019年度）	94.4%
令和2年度（2020年度）	89.8%
令和3年度（2021年度）	68.0%

(3) 東京都福祉サービス第三者評価

平成30年度（2018年度）	評価項目数：120	肯定的評価項目：116
令和3年度（2021年度）	評価項目数：120	肯定的評価項目：115

2 一次選考

子ども家庭部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。

3 二次選考

評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者として決定した。

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者、市民代表、税理士、子ども家庭部長、福祉部長、学校教育部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人愛和会
団体の能力	市立保育所の管理運営を行うにふさわしい理念、組織、財政基盤を有していること。	30	21
	市立保育所の管理運営を行うに十分な実績を有していること。	30	23
	実現性の高い適正な収支計画であること。	30	20
	十分な経験を有し、円滑に保育所を運営できる施設長を配置できること。	30	22
	職員確保及び職員配置について実現可能で効果的な方策を具体的に示していること。	30	19
	職員の定着率向上及び資質向上に向けた方策を具体的に示していること。	30	19
	個人情報適切に管理する体制及び方策を具体的に示していること。	30	19
	危機管理に対する体制及び方策を具体的に示していること。	30	22
	要望・苦情に対する対応体制及び方策を具体的に示していること。	30	20
	小計	270	185
提案事業の内容	保育方針・保育計画・保育内容が的確であること。	30	23
	特別な支援・配慮を要する子どもに理解があり、具体的な取組を示していること。	30	19
	子どもの健康管理・衛生管理について適切に配慮する方策を具体的に示していること。	30	20
	食育・給食に関する方針及び取組を具体的に示していること。	30	23
	家庭とのかかわりを具体的に示していること。	30	20
	虐待の防止、早期発見等に関する方針及び取組を具体的に示していること。	30	19
	提供するサービスを自己評価し、業務改善及び利用者満足度向上に繋げる具体的な取組を示していること。	30	20
	地域及び関係機関との連携についての考え方並びに取組を具体的に示していること。	30	20
	市の施策に対する協力及び経費節減について、公の施設として適切な考え方を具体的に示していること。	30	19
	小計	270	183
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）		368	368
合計		908	736
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）		100	81.0

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 愛和会
令和5年度（2023年度）	145,225,000 円
令和6年度（2024年度）	145,589,000 円
令和7年度（2025年度）	146,562,000 円
3年間の合計	437,376,000 円
【参考】 令和4年度（2022年度）協定金額	134,284,840 円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市保育園条例（令和2年八王子市条例第3号）
第12条～第14条

指定管理者	八王子市立保育園の指定管理者の指定について	子ども家庭部 子どもの教育・保育 推進課																																		
概要	八王子市立保育園の指定管理者の指定をするもの（特命）																																			
【内容】	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立市役所内保育園の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立市役所内保育園</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 鶴見会 ※ 本市における指定管理の実績 保育園1か所（市役所内保育園）</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間（2期目）</p> <p><選定方法> 特命（更新制度による選定） 八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 候補者となった法人は、全ての評価項目において6割以上の評価点数を獲得しており、特に地域貢献を志向する法人理念に基づく施設運営実績や小規模保育所の特性を生かしたきめ細やかで安全確保に配慮した保育活動を高く評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 優良事業者の所管部決定 子ども家庭部において、期末モニタリング、利用者満足度調査及び東京都福祉サービス第三者評価の結果に基づき、優良事業者として決定した。</p> <p>(1) 期末モニタリング</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総合評価</th> <th>評価項目数</th> <th>項目別評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度（2018年度）</td> <td>B</td> <td>39項目</td> <td>A 3項目、B 36項目</td> </tr> <tr> <td>平成31年度（2019年度）</td> <td>B</td> <td>43項目</td> <td>A 5項目、B 38項目</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（2020年度）</td> <td>B</td> <td>43項目</td> <td>A 5項目、B 38項目</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（2021年度）</td> <td>B</td> <td>43項目</td> <td>A 4項目、B 39項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階、項目別評価はA・B・Cの3段階</p> <p>(2) 利用者満足度調査（総合的な感想が「大変満足」又は「満足」の割合）</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成30年度（2018年度）</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成31年度（2019年度）</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（2020年度）</td> <td>84.6%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（2021年度）</td> <td>92.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 東京都福祉サービス第三者評価</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成30年度（2018年度）</td> <td>評価項目数：119</td> <td>肯定的評価項目：113</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（2021年度）</td> <td>評価項目数：119</td> <td>肯定的評価項目：117</td> </tr> </tbody> </table>		年度	総合評価	評価項目数	項目別評価	平成30年度（2018年度）	B	39項目	A 3項目、B 36項目	平成31年度（2019年度）	B	43項目	A 5項目、B 38項目	令和2年度（2020年度）	B	43項目	A 5項目、B 38項目	令和3年度（2021年度）	B	43項目	A 4項目、B 39項目	平成30年度（2018年度）	100.0%	平成31年度（2019年度）	100.0%	令和2年度（2020年度）	84.6%	令和3年度（2021年度）	92.9%	平成30年度（2018年度）	評価項目数：119	肯定的評価項目：113	令和3年度（2021年度）	評価項目数：119	肯定的評価項目：117
年度	総合評価	評価項目数	項目別評価																																	
平成30年度（2018年度）	B	39項目	A 3項目、B 36項目																																	
平成31年度（2019年度）	B	43項目	A 5項目、B 38項目																																	
令和2年度（2020年度）	B	43項目	A 5項目、B 38項目																																	
令和3年度（2021年度）	B	43項目	A 4項目、B 39項目																																	
平成30年度（2018年度）	100.0%																																			
平成31年度（2019年度）	100.0%																																			
令和2年度（2020年度）	84.6%																																			
令和3年度（2021年度）	92.9%																																			
平成30年度（2018年度）	評価項目数：119	肯定的評価項目：113																																		
令和3年度（2021年度）	評価項目数：119	肯定的評価項目：117																																		

2 一次選考

子ども家庭部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。

3 二次選考

評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者として決定した。

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者、市民代表、税理士、子ども家庭部長、福祉部長、学校教育部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人鶴見会
団体の能力	市立保育所の管理運営を行うにふさわしい理念、組織、財政基盤を有していること。	30	22
	市立保育所の管理運営を行うに十分な実績を有していること。	30	21
	実現性の高い適正な収支計画であること。	30	19
	十分な経験を有し、円滑に保育所を運営できる施設長を配置できること。	30	20
	職員確保及び職員配置について実現可能で効果的な方策を具体的に示していること。	30	21
	職員の定着率向上及び資質向上に向けた方策を具体的に示していること。	30	21
	個人情報適切に管理する体制及び方策を具体的に示していること。	30	21
	危機管理に対する体制及び方策を具体的に示していること。	30	24
	要望・苦情に対する対応体制及び方策を具体的に示していること。	30	20
	小計	270	189
提案事業の内容	保育方針・保育計画・保育内容が的確であること。	30	23
	特別な支援・配慮を要する子どもに理解があり、具体的な取組を示していること。	30	21
	子どもの健康管理・衛生管理について適切に配慮する方策を具体的に示していること。	30	23
	食育・給食に関する方針及び取組を具体的に示していること。	30	23
	家庭とのかかわりを具体的に示していること。	30	19
	虐待の防止、早期発見等に関する方針及び取組を具体的に示していること。	30	23
	提供するサービスを自己評価し、業務改善及び利用者満足度向上に繋げる具体的な取組を示していること。	30	21
	地域及び関係機関との連携についての考え方並びに取組を具体的に示していること。	30	19
	市の施策に対する協力及び経費節減について、公の施設として適切な考え方を具体的に示していること。	30	21
	小計	270	193
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）		382	382
合計		922	764
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）		100	82.8

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 鶴見会
令和5年度（2023年度）	50,715,000円
令和6年度（2024年度）	50,542,000円
令和7年度（2025年度）	50,973,000円
令和8年度（2026年度）	52,008,000円
令和9年度（2027年度）	51,848,000円
5年間の合計	256,086,000円
【参考】	
令和4年度（2022年度）協定金額	48,945,520円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市保育園条例（令和2年八王子市条例第3号）
第12条～第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。（2件）</p> <p><施設名> 八王子市立東浅川小学童保育所 八王子市立みなみ野君田小学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 敬愛学園</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募2者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定 （応募者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人 敬愛学園（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所6か所（東浅川小、散田小、山田小、鍮水小、みなみ野君田小、あたご） 2 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所2か所（元八王子、上巻分方） <p><選定理由> 指定管理候補者は、子育て関連事業の実績が豊富であり、保育士・看護師・管理栄養士などの保育に高い専門性を有する人材の層も厚く、スケールメリットを生かした安定した経営基盤と運営体制を有していることから、実践を強みに安定した学童保育事業が大いに期待できる。 また、子どもの意思形成支援や意思表出支援に取り組み、権利行使の経験を積む機会を設けていることは、子ども自身の主体的な育ちに寄与しているものと評価でき、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、2者を一次選考の合格者として決定した。 2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。 <p>(1) 評価会議 評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価</p>		

を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	東浅川小		みなみ野君田小	
			社会福祉法人敬愛学園	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	社会福祉法人敬愛学園	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	26	22	26	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	27	22	27	22
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	27	22	27	22
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	24	18	24	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	25	19	25	19
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	25	20	25	20
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	25	20	25	20
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	25	19	25	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	24	18	24	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	22	20	22	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	26	21	26	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	27	21	27	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	26	22	26	22

提案事業の内容	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	24	20	24	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	25	20	25	20
	小計	450	378	304	378	304
	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	26	21	26	21
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	26	20	26	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	24	20	24	20
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	24	19	24	19
	管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。	30	26	21	26	21
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	27	22	27	22
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	24	20	24	20
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	26	19	26	19
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	26	20	26	20
	利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	25	21	25	21

災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	26	20	26	20
環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	25	21	25	21
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	24	20	24	20
指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	24	18	24	18
年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	25	22	25	22
小計	450	378	304	378	304
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	756	742	756	755	756
合計	1,656	1,498	1,364	1,511	1,364
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	90.4	82.3	91.2	82.3

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 敬愛学園		シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	
	東浅川小学童保育所	みなみ野君田小学童保育所	東浅川小学童保育所	みなみ野君田小学童保育所
令和5年度 (2023年度)	47,948,166円	38,415,363円	48,560,000円	39,390,000円
令和6年度 (2024年度)	48,950,877円	39,111,914円	48,804,000円	39,590,000円
令和7年度 (2025年度)	49,953,383円	39,843,178円	49,050,000円	39,780,000円
令和8年度 (2026年度)	51,061,875円	40,584,898円	49,290,000円	39,980,000円
令和9年度 (2027年度)	52,121,373円	41,248,907円	49,540,000円	40,180,000円
5年間の合計	250,035,674円	199,204,260円	245,244,000円	198,920,000円
【参考】令和4年度（2022年度）協定金額 東浅川小学童保育所 46,838,137円 みなみ野君田小学童保育所 34,730,645円				

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号）
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。（5件）</p> <p><施設名> 八王子市立浅川学童保育所 八王子市立下柚木学童保育所 八王子市立まつぎ学童保育所 八王子市立片倉台学童保育所 八王子市立七国小学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募2者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定（応募者）</p> <p>1 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所31か所（千人町、寺町、台町、中野、清水小、大和田小、第十小、加住小、石川、久保山、浅川、下柚木、由木、松が谷、南大沢、南大沢西、宮上、長池、まつぎ、秋葉台、別所、長房、船田小、館ヶ丘、寺田、由井、片倉台、七国小、北野、高嶺小、由木西小）</p> <p>2 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所2か所（元八王子、上壱分方）</p> <p><選定理由> 指定管理候補者は、継続的に学童保育事業を実施することによる安定性や地域との良好な関係性が展開されていることが評価される。また、他の実施事業と連携することで、重層的なネットワーク、社会関係資本の醸成に寄与している点は、市にとって非常に重要な資源であり市の施策ともマッチした運営に期待できることを評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、2者を一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。</p>		

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	浅川学童保育所		下柚木学童保育所	
			社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24	22	24	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	22	24	22
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	24	22	24	22
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21	18	21	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24	19	24	19
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22	20	22	20
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	20	24	20
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	19	22	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21	18	21	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21	20	21	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	21	22	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25	21	25	21

	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	22	22	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22	20	22	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	20	21	20
	小計	450	339	304	339	304
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	21	22	21
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	22	20	22	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	20	23	20
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	19	20	19
	管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。	30	23	21	23	21
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	22	23	22
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	20	22	20
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	19	23	19
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23	20	23	20

	利用者の満足度を高めるための 方策が検討され、具体的かつ実践 的な計画がなされていること。また、 その効果が期待できること。	30	23	21	23	21
	災害発生時や、万が一の事故発生 時の対応について、具体的かつ実 践的な計画がなされていること。	30	22	20	22	20
	環境負荷の低減等、経費以外につ いても効率性に配慮し、省エネル ギー、ごみ減量化・リサイクル、 グリーン調達等について高い意 識を持っていること。	30	22	21	22	21
	施設の長寿命化のための方策が 講じられていること。	30	21	20	21	20
	指定管理業務の引継ぎに係る取 組みが適切であること。	30	22	18	22	18
	年間の活動計画は、ノウハウを活 用した計画がなされていること。	30	23	22	23	22
	小計	450	334	304	334	304
	価格評価(配点は団体の能力と提案事業の 内容の評価の合計の最高点とする。)	673	620	673	621	673
	合計	1,573	1,293	1,281	1,294	1,281
	100点満点換算(小数点以下第2位を切り 捨て)	100	82.1	81.4	82.2	81.4

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

評価 区分	評価項目	配点	まつき学童保育所		片倉台学童保育所	
			社会福祉 法人 八 王子市社 会福祉協 議会	シダック ス大新東 ヒューマ ンサービ ス株式会 社	社会福祉 法人 八 王子市社 会福祉協 議会	シダック ス大新東 ヒューマ ンサービ ス株式会 社
団 体 の 能 力	法人の経営方針が明確であり、施 設の管理運営を安定して行う能 力があること。	30	24	22	24	22
	子育て関連事業の実績が豊富で あり、そのノウハウを活かした安 定した運営が期待できること。	30	24	22	24	22
	法人本部の保育現場へのバック アップ体制が優れていること。	30	24	22	24	22
	職員体制(配置・雇用)の考え方 (バランスや継続性等)が優れて いること。	30	21	18	21	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が 適正であること。また、職員研修 の充実等適切な人材育成が図ら れていること。	30	24	19	24	19
	危機管理(防火、防犯等)意識が 高く、その対策・体制がとられて いること。	30	22	20	22	20

	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	20	24	20
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	19	22	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目(用途)にバランスよく適正な経費が計上されていること。(必要以上に人件費が低額ではないか)	30	21	18	21	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21	20	21	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	21	22	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力(協働)が期待できること。	30	25	21	25	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動(利用者ニーズに応えた適切な対応)が期待できること。	30	22	22	22	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22	20	22	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	20	21	20
	小計	450	339	304	339	304
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース(日常活動や行事時、アレルギーなど)について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	21	22	21
	利用者の安全確保(感染症等衛生面含む)に関する方策が講じられていること。	30	22	20	22	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	20	23	20
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	19	20	19

管理運営に意欲を持ってあたる ことが期待できること。	30	23	21	23	21
子育てに関する保護者からの相 談や家庭への支援についての考 え方が示され、この対応につい て、具体的かつ実践的な計画がな されていること。	30	23	22	23	22
「公の施設」であることを自覚 し、公平・公正な管理運営の考 え方が示されているとともに、開 かれた施設運営を目指し、情報公 開、情報発信に積極的であるこ と。	30	22	20	22	20
利用者（障害等、様々な個性をも つ児童を含む）が公平に施設利用 ができるような保育についての 考え方や対応について、配慮され ていること。	30	23	19	23	19
利用者等からの相談や苦情に、適 切に対応できる体制（保育現場及 び法人本部）	30	23	20	23	20
利用者の満足度を高めるための 方策が検討され、具体的かつ実践 的な計画がなされていること。ま た、その効果が期待できること。	30	23	21	23	21
災害発生時や、万が一の事故発生 時の対応について、具体的かつ実 践的な計画がなされていること。	30	22	20	22	20
環境負荷の低減等、経費以外につ いても効率性に配慮し、省エネル ギー、ごみ減量化・リサイクル、 グリーン調達等について高い意 識を持っていること。	30	22	21	22	21
施設の長寿命化のための方策が 講じられていること。	30	21	20	21	20
指定管理業務の引継ぎに係る取 組みが適切であること。	30	22	18	22	18
年間の活動計画は、ノウハウを活 用した計画がなされていること。	30	23	22	23	22
小計	450	334	304	334	304
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の 内容の評価の合計の最高点とする。）	673	621	673	633	673
合計	1,573	1,294	1,281	1,306	1,281
100点満点換算（小数点以下第2位を切り 捨て）	100	82.2	81.4	83.0	81.4

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

評価区分	評価項目	配点	七国小学童保育所	
			社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	22
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	24	22
	職員体制（配置・雇用）の考え（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24	19
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22	20
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	20
	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22	20

	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	20
	小計	450	339	304
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	21
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	22	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	20
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	19
	管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。	30	23	21
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	22
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	20
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	19
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23	20
	利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	21
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22	20

環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	22	21
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21	20
指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	22	18
年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23	22
小計	450	334	304
価格評価(配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。)	673	627	673
合計	1,573	1,300	1,281
100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	82.6	81.4

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会				
	浅川 学童保育所	下柚木 学童保育所	まつぎ 学童保育所	片倉台 学童保育所	七国小 学童保育所
令和5年度 (2023年度)	51,395,233円	30,523,144円	30,308,783円	24,369,329円	56,468,985円
令和6年度 (2024年度)	52,631,705円	31,317,478円	31,244,215円	25,285,970円	57,385,512円
令和7年度 (2025年度)	53,827,600円	32,021,277円	31,984,687円	25,693,803円	58,398,020円
令和8年度 (2026年度)	54,940,519円	32,707,517円	32,803,957円	26,190,845円	59,392,397円
令和9年度 (2027年度)	55,958,978円	33,395,244円	33,311,735円	26,676,611円	60,301,239円
5年間の合計	268,754,035円	159,964,660円	159,653,377円	128,216,558円	291,946,153円
【参考】令和4 年度(2022 年度)協定金額	55,970,314円	20,304,163円	41,422,052円	23,912,133円	52,917,645円

年度	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社				
	浅川 学童保育所	下柚木 学童保育所	まつぎ 学童保育所	片倉台 学童保育所	七国小 学童保育所
令和5年度 (2023年度)	49,010,000円	29,210,000円	29,180,000円	23,880,000円	53,820,000円
令和6年度 (2024年度)	49,250,000円	29,360,000円	29,330,000円	24,000,000円	54,090,000円
令和7年度 (2025年度)	49,500,000円	29,500,000円	29,470,000円	24,120,000円	54,360,000円
令和8年度 (2026年度)	49,750,000円	29,650,000円	29,620,000円	24,240,000円	54,630,000円
令和9年度 (2027年度)	49,990,000円	29,800,000円	29,770,000円	24,360,000円	54,900,000円
5年間の合計	247,500,000円	147,520,000円	147,370,000円	120,600,000円	271,800,000円

【参考】令和4年度（2022年度）協定金額	55,970,314 円	20,304,163 円	41,422,052 円	23,912,133 円	52,917,645 円
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第244条の2第3項、第6項</p> <p>○八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号） 第14条</p>					

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。 （7件）</p> <p><施設名> 八王子市立由木西小学童保育所 八王子市立松が谷学童保育所 八王子市立秋葉台学童保育所 八王子市立長房学童保育所 八王子市立館ヶ丘学童保育所 八王子市立寺田学童保育所 八王子市立高嶺小学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募1者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定 （応募者） 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所31か所（千人町、寺町、台町、中野、清水小、大和田小、第十小、加住小、石川、久保山、浅川、下柚木、由木、松が谷、南大沢、南大沢西、宮上、長池、まつぎ、秋葉台、別所、長房、船田小、館ヶ丘、寺田、由井、片倉台、七国小、北野、高嶺小、由木西小）</p> <p><選定理由> 指定管理候補者は、継続的に学童保育事業を実施することによる安定性や地域との良好な関係性が展開されていることが評価される。また、他の実施事業と連携することで、重層的なネットワーク、社会関係資本の醸成に寄与している点は、市にとって非常に重要な資源であり市の施策ともマッチした運営に期待できることを評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。</p> <p>(1) 評価会議</p>		

評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人 八王子市社会 福祉協議会
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	24
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21
小計	450	339	
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方針が講じられていること。	30	22
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23

コスト削減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20
管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	23
子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23
「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22
利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23
利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23
利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23
災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22
環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	22
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21
指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	22
年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23
小計	450	334
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	673	673
合計	1,573	1,346
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	85.5

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	由木西小	松が谷	秋葉台	長房	館ヶ丘	寺田	高嶺小
令和5年度 (2023年度)	15,146,917 円	24,659,027 円	88,204,364 円	24,455,174 円	23,806,700 円	50,729,157 円	24,579,924 円
令和6年度 (2024年度)	15,762,396 円	25,069,782 円	90,143,017 円	24,918,815 円	24,426,444 円	51,823,330 円	25,099,211 円
令和7年度 (2025年度)	16,306,086 円	25,450,541 円	91,996,623 円	25,406,870 円	24,744,725 円	52,608,773 円	25,704,832 円
令和8年度 (2026年度)	16,551,619 円	25,934,246 円	94,147,574 円	25,974,593 円	25,216,006 円	53,448,735 円	25,987,904 円
令和9年度 (2027年度)	16,982,606 円	26,182,580 円	95,731,419 円	26,241,490 円	25,551,830 円	54,104,655 円	26,458,465 円
5年間の合計	80,749,624 円	127,296,176 円	460,222,997 円	126,996,942 円	123,745,705 円	262,714,650 円	127,830,336 円

【参考】令和4年度(2022年度)協定金額	14,137,513 円	23,152,461 円	84,060,479 円	22,935,602 円	15,208,682 円	47,135,661 円	26,683,523 円
-----------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。 （4件）</p> <p><施設名> 八王子市立由木学童保育所 八王子市立別所学童保育所 八王子市立船田小学童保育所 八王子市立由井学童保育所</p> <p><指定管理者> シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募2者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定 （応募者）</p> <p>1 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所31か所（千人町、寺町、台町、中野、清水小、大和田小、第十小、加住小、石川、久保山、浅川、下柚木、由木、松が谷、南大沢、南大沢西、宮上、長池、まつぎ、秋葉台、別所、長房、船田小、館ヶ丘、寺田、由井、片倉台、七國小、北野、高嶺小、由木西小）</p> <p>2 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所2か所（元八王子、上壱分方）</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、全国展開をしている強みを活かした施設の交流が有効に行われ、法人内の連携・規模の効果により提供される様々な魅力あるプログラムは、本市の学童保育にとっても、プラスの効果が大きいと期待できる。 また、市内にある他法人の運営する学童保育所と交流を持つなど、相互交流による市全体の実践力の高まりが期待できることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <p>1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、2者を一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。</p>		

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	由木学童保育所		別所学童保育所	
			社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24	22	24	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	22	24	22
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	24	22	24	22
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21	18	21	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24	19	24	19
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22	20	22	20
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	20	24	20
	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	19	22	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21	18	21	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21	20	21	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	21	22	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25	21	25	21

	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	22	22	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22	20	22	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	20	21	20
	小計	450	339	304	339	304
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	21	22	21
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	22	20	22	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	20	23	20
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	19	20	19
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	23	21	23	21
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	22	23	22
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	20	22	20
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	19	23	19
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23	20	23	20

利用者の満足度を高めるための 方策が検討され、具体的かつ実践 的な計画がなされていること。また、 その効果が期待できること。	30	23	21	23	21
災害発生時や、万が一の事故発生 時の対応について、具体的かつ実 践的な計画がなされていること。	30	22	20	22	20
環境負荷の低減等、経費以外につ いても効率性に配慮し、省エネル ギー、ごみ減量化・リサイクル、 グリーン調達等について高い意 識を持っていること。	30	22	21	22	21
施設の長寿命化のための方策が 講じられていること。	30	21	20	21	20
指定管理業務の引継ぎに係る取 組みが適切であること。	30	22	18	22	18
年間の活動計画は、ノウハウを活 用した計画がなされていること。	30	23	22	23	22
小計	450	334	304	334	304
価格評価(配点は団体の能力と提案事業の 内容の評価の合計の最高点とする。)	673	606	673	599	673
合計	1,573	1,279	1,281	1,272	1,281
100点満点換算(小数点以下第2位を切り 捨て)	100	81.3	81.4	80.8	81.4

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

評価 区分	評価項目	配点	船田小学童保育所		由井学童保育所	
			社会福祉 法人 八 王子市社 会福祉協 議会	シダック ス大新東 ヒューマ ンサービ ス株式会 社	社会福祉 法人 八 王子市社 会福祉協 議会	シダック ス大新東 ヒューマ ンサービ ス株式会 社
団 体 の 能 力	法人の経営方針が明確であり、施 設の管理運営を安定して行う能 力があること。	30	24	22	24	22
	子育て関連事業の実績が豊富で あり、そのノウハウを活かした安 定した運営が期待できること。	30	24	22	24	22
	法人本部の保育現場へのバック アップ体制が優れていること。	30	24	22	24	22
	職員体制(配置・雇用)の考え方 (バランスや継続性等)が優れて いること。	30	21	18	21	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が 適正であること。また、職員研修 の充実等適切な人材育成が図ら れていること。	30	24	19	24	19
	危機管理(防火、防犯等)意識が 高く、その対策・体制がとられて いること。	30	22	20	22	20

	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	20	24	20
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	19	22	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21	18	21	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21	20	21	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	21	22	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25	21	25	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	22	22	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22	20	22	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	20	21	20
	小計	450	339	304	339	304
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	21	22	21
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	22	20	22	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	20	23	20

コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	19	20	19
管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。	30	23	21	23	21
子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	22	23	22
「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	20	22	20
利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	19	23	19
利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23	20	23	20
利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	21	23	21
災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22	20	22	20
環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	22	21	22	21
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21	20	21	20
指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	22	18	22	18
年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23	22	23	22
小計	450	334	304	334	304
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	673	607	673	606	673
合計	1,573	1,280	1,281	1,279	1,281
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	81.3	81.4	81.3	81.4

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会			
	由木 学童保育所	別所 学童保育所	船田小 学童保育所	由井 学童保育所
令和5年度 (2023年度)	32,672,451円	32,052,437円	31,828,706円	31,263,540円
令和6年度 (2024年度)	33,183,357円	33,365,331円	32,732,908円	32,680,391円
令和7年度 (2025年度)	33,829,410円	34,378,825円	33,442,235円	33,501,054円
令和8年度 (2026年度)	34,218,284円	35,038,150円	34,051,763円	34,330,482円
令和9年度 (2027年度)	34,753,079円	35,795,924円	34,622,617円	35,100,890円
5年間の合計	168,656,581円	170,630,667円	166,678,229円	166,876,357円
【参考】令和4年 度(2022年 度)協定金額	33,697,012円	22,730,532円	26,757,325円	32,810,395円

年度	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社			
	由木 学童保育所	別所 学童保育所	船田小 学童保育所	由井 学童保育所
令和5年度 (2023年度)	30,070,000円	30,070,000円	29,780,000円	29,750,000円
令和6年度 (2024年度)	30,220,000円	30,220,000円	29,930,000円	29,900,000円
令和7年度 (2025年度)	30,370,000円	30,370,000円	30,080,000円	30,050,000円
令和8年度 (2026年度)	30,530,000円	30,520,000円	30,230,000円	30,200,000円
令和9年度 (2027年度)	30,680,000円	30,680,000円	30,380,000円	30,350,000円
5年間の合計	151,870,000円	151,860,000円	150,400,000円	150,250,000円
【参考】令和4年 度(2022年 度)協定金額	33,697,012円	22,730,532円	26,757,325円	32,810,395円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。 （2件）</p> <p><施設名> 八王子市立由木東小学童保育所 八王子市立由井かたくら学童保育所</p> <p><指定管理者> 株式会社 明日葉</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募3者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定 （応募者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動法人 ワークスコープ（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所6か所（城山、中山小、長沼、由木東小、上柚木小、由井かたくら） 2 株式会社 明日葉 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所1か所（元八王子東小） 3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所2か所（元八王子、上壱分方） <p><選定理由> 指定管理者候補者は、法人の持つ特性を生かしつつ、入退室システムの導入による保護者の安心感の確保や、他市で培ってきた地域と連携した食育、アスリートイベント等での多様な体験などのノウハウを八王子ならではの取組として、工夫して進めていくことが期待できる。 また、他市における子ども家庭支援センターの委託運営などの経験から、子ども虐待に対する専門的知見・サポートなどの活用・展開についても期待できることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、3者を一次選考の合格者として決定した。 2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。 <p>(1) 評価会議</p>		

評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	由木東小学童保育所		
			特定非営利活動法人 ワークスコープ	株式会社 明日葉	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	23	25	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	24	22
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	21	24	22
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21	23	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	22	21	19
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	21	23	20
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	23	21	20
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	21	21	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	22	22	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	22	22	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	22	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	21	25	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	23	26	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	20	21	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	20	22	20
	小計	450	326	342	304

提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース(日常活動や行事時、アレルギーなど)について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	21	24	21
	利用者の安全確保(感染症等衛生面含む)に関する方策が講じられていること。	30	22	24	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	21	20
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	22	22	19
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	24	25	21
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	21	26	22
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	24	20
	利用者(障害等、様々な個性をもつ児童を含む)が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	22	19
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制(保育現場及び法人本部)	30	23	25	20
	利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	23	21
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	21	22	20
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	24	23	21
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	22	21	20
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	21	22	18
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23	23	22
小計	450	335	347	304	
価格評価(配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。)	689	599	609	689	

合計	1,589	1,260	1,298	1,297
100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	79.2	81.6	81.6

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

評価区分	評価項目	配点	由井かたくら学童保育所		
			特定非営利活動法人 ワークスコープ	株式会社 明日葉	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	23	25	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	24	22
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	21	24	22
	職員体制(配置・雇用)の考え方(バランスや継続性等)が優れていること。	30	21	23	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	22	21	19
	危機管理(防火、防犯等)意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	21	23	20
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	23	21	20
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	21	21	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目(用途)にバランスよく適正な経費が計上されていること。(必要以上に人件費が低額ではないか)	30	22	22	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	22	22	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	22	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力(協働)が期待できること。	30	21	25	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動(利用者ニーズに応えた適切な対応)が期待できること。	30	23	26	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	20	21	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	20	22	20
小計	450	326	342	304	

提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	21	24	21
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	22	24	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	21	20
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	22	22	19
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	24	25	21
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	21	26	22
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	24	20
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	22	19
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23	25	20
	利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	23	21
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	21	22	20
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	24	23	21
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	22	21	20
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	21	22	18
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23	23	22
小計	450	335	347	304	

価格評価(配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。)	689	635	635	689
合計	1,589	1,296	1,324	1,297
100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	81.5	83.3	81.6

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	
	由木東小学童保育所	由井かたくら学童保育所
令和5年度(2023年度)	55,290,474円	25,755,204円
令和6年度(2024年度)	56,377,197円	26,240,149円
令和7年度(2025年度)	57,058,367円	26,507,555円
令和8年度(2026年度)	58,111,224円	26,957,633円
令和9年度(2027年度)	59,158,214円	27,472,576円
5年間の合計	285,995,476円	132,933,117円
【参考】令和4年度 (2022年度)協定金額	50,044,075円	20,960,189円

年度	株式会社 明日葉	
	由木東小学童保育所	由井かたくら学童保育所
令和5年度(2023年度)	54,892,636円	25,877,689円
令和6年度(2024年度)	55,524,738円	26,181,894円
令和7年度(2025年度)	56,340,120円	26,577,502円
令和8年度(2026年度)	57,196,767円	26,993,512円
令和9年度(2027年度)	58,020,117円	27,392,614円
5年間の合計	281,974,378円	133,023,210円
【参考】令和4年度 (2022年度)協定金額	50,044,075円	20,960,189円

年度	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	
	由木東小学童保育所	由井かたくら学童保育所
令和5年度(2023年度)	49,270,000円	24,270,000円
令和6年度(2024年度)	49,510,000円	24,390,000円
令和7年度(2025年度)	49,760,000円	24,510,000円
令和8年度(2026年度)	50,020,000円	24,640,000円
令和9年度(2027年度)	50,260,000円	24,760,000円
5年間の合計	248,820,000円	122,570,000円
【参考】令和4年度 (2022年度)協定金額	50,044,075円	20,960,189円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>(内容) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。 （4件）</p> <p><施設名> 八王子市立南大沢学童保育所 八王子市立南大沢西学童保育所 八王子市立宮上学童保育所 八王子市立長池学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募2者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定 （応募者）</p> <p>1 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所31か所（千人町、寺町、台町、中野、清水小、大和田小、第十小、加住小、石川、久保山、浅川、下柚木、由木、松が谷、南大沢、南大沢西、宮上、長池、まつぎ、秋葉台、別所、長房、船田小、館ヶ丘、寺田、由井、片倉台、七国小、北野、高嶺小、由木西小）</p> <p>2 キャレオス株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所0か所</p> <p><選定理由> 指定管理候補者は、継続的に学童保育事業を実施することによる安定性や地域との良好な関係性が展開されていることが評価される。また、他の実施事業と連携することで、重層的なネットワーク、社会関係資本の醸成に寄与している点は、市にとって非常に重要な資源であり市の施策ともマッチした運営に期待できることを評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <p>1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、2者を一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。</p> <p>(1) 評価会議</p>		

評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	南大沢学童保育所		南大沢西学童保育所	
			八王子市社会福祉協議会	キャレオス株式会社	八王子市社会福祉協議会	キャレオス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24	18	24	18
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	20	24	20
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	24	19	24	19
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21	19	21	19
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24	18	24	18
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22	19	22	19
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	18	24	18
	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	18	22	18
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21	18	21	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21	18	21	18
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	18	22	18
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25	19	25	19
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	20	22	20

	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22	19	22	19
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	18	21	18
	小計	450	339	279	339	279
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	19	22	19
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	22	19	22	19
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	18	23	18
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	18	20	18
	管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。	30	23	19	23	19
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	18	23	18
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	18	22	18
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	19	23	19
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23	18	23	18
	利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	19	23	19

	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22	19	22	19
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	22	19	22	19
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21	18	21	18
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	22	18	22	18
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23	18	23	18
	小計	450	334	277	334	277
	価格評価(配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。)	673	661	673	655	673
	合計	1,573	1,334	1,229	1,328	1,229
	100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	84.8	78.1	84.4	78.1

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

評価区分	評価項目	配点	宮上学童保育所		長池学童保育所	
			八王子市社会福祉協議会	キャレオス株式会社	八王子市社会福祉協議会	キャレオス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24	18	24	18
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	20	24	20
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	24	19	24	19
	職員体制(配置・雇用)の考え方(バランスや継続性等)が優れていること。	30	21	19	21	19
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24	18	24	18
	危機管理(防火、防犯等)意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22	19	22	19
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	18	24	18
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	18	22	18

	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21	18	21	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21	18	21	18
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	18	22	18
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25	19	25	19
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	20	22	20
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22	19	22	19
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	18	21	18
	小計	450	339	279	339	279
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	19	22	19
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	22	19	22	19
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	18	23	18
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	18	20	18
	管理運営に意欲を持ってあたるのが期待できること。	30	23	19	23	19
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	18	23	18

「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	18	22	18
利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	19	23	19
利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23	18	23	18
利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	19	23	19
災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22	19	22	19
環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	22	19	22	19
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21	18	21	18
指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	22	18	22	18
年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23	18	23	18
小計	450	334	277	334	277
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	673	669	673	656	673
合計	1,573	1342	1229	1,329	1,229
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	85.3	78.1	84.4	78.1

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会			
	南大沢 学童保育所	南大沢西 学童保育所	宮上 学童保育所	長池 学童保育所
令和5年度 (2023年度)	23,898,014円	24,035,131円	24,717,785円	50,104,051円
令和6年度 (2024年度)	24,818,532円	24,568,967円	25,043,301円	51,126,765円
令和7年度 (2025年度)	25,576,138円	24,863,143円	25,576,204円	51,872,451円
令和8年度 (2026年度)	26,472,329円	25,387,112円	25,827,320円	52,654,564円

令和9年度 (2027年度)	27,284,875円	25,734,825円	25,926,324円	53,388,499円
5年間の合計	128,049,888円	124,589,178円	127,090,934円	259,146,330円
【参考】令和4年度 (2022年度) 協定金額	26,441,726円	21,832,655円	24,406,562円	51,050,105円

年度	キャレオス株式会社			
	南大沢 学童保育所	南大沢西 学童保育所	宮上 学童保育所	長池 学童保育所
令和5年度 (2023年度)	25,388,904円	24,265,904円	25,415,196円	49,874,561円
令和6年度 (2024年度)	25,388,904円	24,270,582円	25,412,279円	49,872,738円
令和7年度 (2025年度)	25,138,904円	24,270,582円	25,215,196円	50,065,840円
令和8年度 (2026年度)	24,938,904円	24,220,582円	25,125,196円	51,340,460円
令和9年度 (2027年度)	24,938,904円	24,220,582円	25,125,196円	51,340,460円
5年間の合計	125,694,519円	121,248,230円	126,293,065円	252,494,059円
【参考】令和4年度 (2022年度) 協定金額	26,441,726円	21,832,655円	24,406,562円	51,050,105円

【法令等】

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項
- 八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号）
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部								
		放課後児童支援課								
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命）									
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。（2件）</p> <p><施設名> 八王子市立散田小学童保育所 八王子市立山田小学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 敬愛学園 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所6か所（東浅川小、散田小、山田小、鑓水小、みなみ野君田小、あたご）</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 特命（更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 指定管理候補者は、子育て関連事業の実績が豊富であり、保育士・看護師・管理栄養士などの保育に高い専門性を有する人材の層も厚く、スケールメリットを生かした安定した経営基盤と運営体制を有しており、ノウハウを活かした事業計画や利用者との関係構築が優れている点などが高く評価できる。 また、保育園も含め施設間での情報交換や情報共有を図り、事例検討行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、子どもや保護者を取り巻く様々な状況に関心を持ち、必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努めるなど、適切な人材育成が図られている。指定期間内の業務の履行状況は良好であり、安定したサービスを提供しており、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 期末モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="284 1644 1254 1751"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総合評価</th> <th>評価項目数</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度（2021年度）</td> <td>B</td> <td>27</td> <td>A：4項目 B：23項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階、項目別評価はA・B・Cの3段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> <p>2 保護者満足度調査（4点満点） 令和3年度（2021年度） 3.51 ※ 候補者が現在指定管理をしている全ての学童保育所で実施した調査の平均点 ※ 全ての項目で3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理</p>			年度	総合評価	評価項目数	評価	令和3年度（2021年度）	B	27	A：4項目 B：23項目
年度	総合評価	評価項目数	評価							
令和3年度（2021年度）	B	27	A：4項目 B：23項目							

運営が見込まれる。

3 第三者評価

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による第三者評価を実施した。

（評価点）

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人敬愛学園
社会的責任	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	26
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	24
運営体制	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	26
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	26
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。	30	22
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	23
保育内容	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	23
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	23
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21
地域社会との協働や連携	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。	30	24
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	24
危機管理体制	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	25
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	25
合計		450	355

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点（合計200点満点）で評価を実施した。

評価点 169点（84.5%（100点満点換算））

※ 評価項目の合計が満点の8割以上（4点以上）の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良事業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による評価会議を開催し、意見を聴取した

(1) 総合評価

ア 子どもや保護者の抱える課題がますます複雑化・多様化してきている中、苦情や相談に迅速かつ適切に対応する組織としての仕組みが明確である。

イ 法人内の理念である「学童保育事業は福祉事業であると同時に大きな教育事業」という言葉のとおり、同法人のスケールメリットを活かした様々な取組が子どもたちの学びや成長に寄与することが期待できる。

ウ 自主研修参加支援制度があり、法人の必要性および人事計画に支障のない範囲で、重点化した研修体制を整えることが、職員組織の安定につながることを期待できる。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人敬愛学園
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	26
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	26
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	26
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	23
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	25
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24
	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	23
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	22
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	23
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	24
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	24
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	25
小計		450	355

提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース(日常活動や行事時、アレルギーなど)について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	24
	利用者の安全確保(感染症等衛生面含む)に関する方策が講じられていること。	30	23
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	24
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	21
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	25
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	24
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	24
	利用者(障害等、様々な個性をもつ児童を含む)が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制(保育現場及び法人本部)	30	26
	利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	24
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	21
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	25
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	24
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	23
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	26
小計	450	357	
価格評価(配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。)	712	712	
合計	1,612	1,424	
100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	88.3	

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	散田小学童保育所	山田小学童保育所
令和5年度(2023年度)	58,898,603円	33,682,403円
令和6年度(2024年度)	60,420,591円	34,377,672円
令和7年度(2025年度)	61,529,341円	35,071,682円
令和8年度(2026年度)	62,805,989円	35,777,695円
令和9年度(2027年度)	64,056,706円	36,461,707円
5年間の合計	307,711,230円	175,371,159円
【参考】令和4年度(2022年度) 協定金額	55,093,352円	33,323,553円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市小学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立柵田小学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 竜光会</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募2者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定</p> <p>（応募者）</p> <p>1 社会福祉法人 竜光会 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所1か所（横山第一小）</p> <p>2 ハーベスト株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 なし</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、自主学童から長年にわたる実績や、地域に根差した活動、保育園との連携など、運営体制の切れ目ない取組が行われている。卒所児が保護者としてその子どもを預けたり、職員として就労したりするなど、それにより地域に密着した学童保育を実現していることが評価できる。 また、学童保育所と放課後子ども教室の児童との協働関係が、子ども主体で形成され、異年齢の中での遊びが自然と展開するよう地域を意識した学童保育の実践が行われていることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <p>1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、2者を一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。</p> <p>(1) 評価会議 評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。</p>		

(2) 評価点				
評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人竜光会	ハーベスト株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	23	23
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	23
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	23	21
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	23	21
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	23	21
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	23	21
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	21
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	21
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	20	20
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	22	21
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	23	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	22	22
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	21	21
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	21
	小計	450	336	320
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	22
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	23	21
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	24	22

コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	22	21
管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	23	24
子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	20
「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	23	20
利用者(障害等、様々な個性をもつ児童を含む)が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	22	21
利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制(保育現場及び法人本部)	30	22	22
利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	22
災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	22
環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	21	20
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21	21
指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	21	20
年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	22	22
小計	450	336	320
価格評価(配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。)	672	671	672
合計	1,572	1,343	1,312
100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	85.4	83.4

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 竜光会	ハーベスト株式会社
令和5年度(2023年度)	40,716,927円	40,133,257円
令和6年度(2024年度)	40,866,813円	40,644,055円
令和7年度(2025年度)	41,381,322円	41,267,069円
令和8年度(2026年度)	41,729,058円	41,924,544円
令和9年度(2027年度)	42,119,124円	42,550,727円
5年間の合計	206,813,244円	206,519,652円
【参考】令和4年度(2022年度)協定金額	40,640,135円	

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立横山第一小学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 竜光会</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募2者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定</p> <p>（応募者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人 竜光会（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所1か所（横山第一小） 2 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所2か所（元八王子、上巻分方） <p><選定理由> 指定管理者候補者は、自主学童から長年にわたる実績や、地域に根差した活動、保育園との連携など、運営体制の切れ目ない取組が行われている。卒所児が保護者としてその子どもを預けたり、職員として就労したりするなど、それにより地域に密着した学童保育を実現していることが評価できる。 また、学童保育所と放課後子ども教室の児童との協働関係が、子ども主体で形成され、異年齢の中での遊びが自然と展開するよう地域を意識した学童保育の実践が行われていることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、2者を一次選考の合格者として決定した。 2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。 (1) 評価会議 評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。 		

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人竜光会	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	23	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	22
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	23	22
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	23	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	23	19
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	23	20
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	20
	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	20	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	22	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	23	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	22	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	21	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	20
小計	450	336	304	
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	21
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	23	20

「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	24	20
コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	22	19
管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。	30	23	21
子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	22
「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	23	20
利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	22	19
利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	22	20
利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	21
災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	20
環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	21	21
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21	20
指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	21	18
年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	22	22
小計	450	336	304
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	672	672	669
合計	1,572	1,344	1,277
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	85.4	81.2

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 竜光会	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
令和5年度(2023年度)	36,639,520円	37,110,000円
令和6年度(2024年度)	36,985,728円	37,290,000円
令和7年度(2025年度)	37,259,054円	37,480,000円
令和8年度(2026年度)	37,550,985円	37,670,000円
令和9年度(2027年度)	37,948,375円	37,859,000円
5年間の合計	186,383,662円	187,409,000円
【参考】 令和4年度(2022年度) 協定金額	35,185,552円	

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課								
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命）									
【内容】	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立恩方東学童保育所</p> <p><指定管理者> NPO法人 恩方キッズ ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所2か所（恩方東、恩方西）</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの4年間</p> <p><選定方法> 特命（更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 指定管理候補者は、地元恩方地域全体の学童保育事業を担っている法人として、地域や団体との繋がりが強く、PTA活動、町会活動など保護者が地域の活動や行事に参加する機会を設けるなど、地域に根ざした保育を実施しているところが高く評価される。 また、指定期間内の業務の履行状況は良好であり、指導員が自発的、継続的に研修に参加できるよう配慮し必要な技能の取得に努めており、放課後子ども教室との連携や夏季休業中の昼食提供の取り組みなど市の施策への協力が期待できることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <p>1 期末モニタリング</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総合評価</th> <th>評価項目数</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度（2021年度）</td> <td>B</td> <td>27</td> <td>A：4項目 B：23項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階、項目別評価はA・B・Cの3段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> <p>2 保護者満足度調査（4点満点） 令和3年度（2021年度） 3.56 ※ 候補者が現在指定管理をしている全ての学童保育所で実施した調査の平均点 ※ 全ての項目で3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理運営が見込まれる。</p> <p>3 第三者評価 評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部</p>		年度	総合評価	評価項目数	評価	令和3年度（2021年度）	B	27	A：4項目 B：23項目
年度	総合評価	評価項目数	評価							
令和3年度（2021年度）	B	27	A：4項目 B：23項目							

長、生涯学習スポーツ部長)による第三者評価を実施した。

(評価点)

評価区分	評価項目	配点	NPO法人 恩方キッズ
社会的責任	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動(利用者ニーズに応えた適切な対応)が期待できること。	30	23
運営体制	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	19
	職員体制(配置・雇用)の考え方(バランスや継続性等)が優れていること。	30	20
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目(用途)にバランスよく適正な経費が計上されていること。	30	20
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	21
保育内容	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	21
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21
地域社会との協働や連携	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。	30	28
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力(協働)が期待できること。	30	27
危機管理体制	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	19
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	20
	危機管理(防火、防犯等)意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22
合計		450	329

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点(合計200点満点)で評価を実施した。

評価点 163点(割合81.5%)

※ 評価項目の合計が満点の8割以上(4点以上)の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良事業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名(学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長)による評価会議を開催し、意見を聴取した

(1) 総合評価

ア 地域性から地域との関係も深く、法人が地域で子どもたちを支える地域の一員となってい

ることが伺える。

イ 保護者が運営に参画して事業実施していることや、定期的開催している保護者会や保護者へのアンケートなど、保護者に寄り添った取組が子ども達だけでなく、子育ての悩みや不安を抱える保護者の成長や自立につながることを期待される。

ウ レクリエーション活動についても、地域の特性を生かした実践を実施され子どもたちの地域愛の醸成につながることを期待する。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	NPO法人 恩方キッズ
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	19
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	20
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	21
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	27
	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	20
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	20
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	27
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	23
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	19
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	20
小計	450	328	
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	20
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	20

「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	25
コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	19
管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	25
子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	21
「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	23
利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	18
利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	21
利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	21
災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	19
環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	20
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	20
指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	18
年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23
小計	450	313
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	641	641
合計	1,541	1,282
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	83.1

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	NPO法人 恩方キッズ
令和5年度（2023年度）	25,966,600円
令和6年度（2024年度）	26,277,950円
令和7年度（2025年度）	26,637,950円
令和8年度（2026年度）	26,982,800円
4年間の合計	105,865,300円
【参考】	
令和4年度（2022年度）協定金額	25,577,091円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号）
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立北野学童保育所</p> <p><指定管理者> ハーベスト株式会社</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募3者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の意見を聴取したうえで、所管課において、団体の能力、提案事業の内容及び提案金額を総合的に評価し、合計点の一番高い事業者を選定（応募者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所31か所（千人町、寺町、台町、中野、清水小、大和田小、第十小、加住小、石川、久保山、浅川、下柚木、由木、松が谷、南大沢、南大沢西、宮上、長池、まつぎ、秋葉台、別所、長房、船田小、館ヶ丘、寺田、由井、片倉台、七国小、北野、高嶺小、由木西小） 2 ハーベスト株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 なし 3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所2か所（元八王子、上壱分方） <p><選定理由> 指定管理者候補者は、法人の持つビルメンテナンスなどのノウハウの活用を通じた施設の維持管理や、他市での学童保育事業の事例・経験のある職員を確保し配置できることは、本市での学童保育事業への貢献を見込め期待できる。 また、フードサービス事業を担う事業者として、食を通じた学童保育の充実の視点や、学童保育所における夏季休業中の昼食提供への協力の提案は、市の施策を十分に理解していることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一次選考 所管部（生涯学習スポーツ部）において、書類及び応募資格について審査を行い、3者を一次選考の合格者として決定した。 2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理者候補者を選定した。 		

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者1名、税理士1名、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	ハーベスト株式会社	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	24	23	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	24	23	22
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	24	21	22
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21	21	18
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24	21	19
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22	21	20
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	30	24	21	20
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	22	21	19
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21	20	18
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	21	21	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	21	21
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25	22	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	22	22	22
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	22	21	20
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	21	20
小計		450	339	320	304

提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース(日常活動や行事時、アレルギーなど)について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	22	21
	利用者の安全確保(感染症等衛生面含む)に関する方策が講じられていること。	30	22	21	20
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	22	20
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	21	19
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	23	24	21
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	20	22
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	22	20	20
	利用者(障害等、様々な個性をもつ児童を含む)が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	21	19
	利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制(保育現場及び法人本部)	30	23	22	20
	利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	23	22	21
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22	22	20
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	22	20	21
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21	21	20
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	22	20	18
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23	22	22
	小計	450	334	320	304
価格評価(配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。)	673	599	643	673	
合計	1,573	1,272	1,283	1,281	

100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	80.8	81.5	81.4
-------------------------	-----	------	------	------

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	ハーベスト株式会社	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
令和5年度(2023年度)	32,630,687円	30,871,848円	29,900,000円
令和6年度(2024年度)	33,281,987円	31,239,072円	30,050,000円
令和7年度(2025年度)	33,958,303円	31,695,242円	30,200,000円
令和8年度(2026年度)	34,553,292円	32,171,534円	30,350,000円
令和9年度(2027年度)	35,163,379円	32,635,132円	30,500,000円
5年間の合計	169,587,648円	158,612,828円	151,000,000円
【参考】令和4年度(2022年度)協定金額	33,994,757円		

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	高尾599ミュージアムの指定管理者の指定について	産業振興部 観光課
概要	高尾599ミュージアムの指定管理者の指定をするもの（公募）	
【内容】	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、高尾599ミュージアムの指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 高尾599ミュージアム</p> <p><指定管理者> 株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体 代表団体 株式会社京王エージェンシー 構成団体 株式会社京王設備サービス</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間（3期目）</p> <p><選定方法> 公募（応募1者） 高尾599ミュージアム指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）及び所管部による評価で要求水準を満たした事業者の中から、「価格評価」「団体の能力評価」「提案事業の内容評価」の3つの評価区分で選定（応募者） 1 株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 1か所（高尾599ミュージアム）</p> <p><選定理由> 申請者は、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」に定める評価項目（価格評価、団体の能力評価、提案事業の内容評価）の全てにおいて、合格基準である6割以上の評価点を獲得した。 また、申請者は現在指定管理を担っている共同事業体であり、高尾山麓における地域との協働実績があること、蓄積してきた運営ノウハウとスキルがあること、財務状況が良好であること、これらの理由により安定した運営が期待できる。さらに、提案内容から、①施設の設置目的を十分に理解し、市民や観光客、子どもからお年寄りまで広く利用する「観光」「学習」「交流」機能を有した施設運営を提案していること、②施設及び高尾山、さらには八王子市全体の魅力の情報発信について、交通広告の活用、申請者が所属する企業グループ、その他民間企業との協働による事業展開が提案され、指定管理料以上の付加価値を有する管理運営が期待できること、③地域との連携事業に積極的に取り組むこと、また有事の際の一次滞在施設として危機管理・安全管理にも取り組むことが提案され、地域に根付いた施設運営が期待できること、などが確認できた。以上のことから、市の要求水準を満たした施設運営が可能であると判断し、株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体を指定管理者候補者として決定する。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 産業振興部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。 2 二次選考</p>	

評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。

(1) 評価会議

評価会議の参加者7名（学識経験者1名、利用者代表1名、税理士1名、地元代表1名、展示監修代表者1名、生涯学習スポーツ部長、産業振興部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取し、二次選考の合格者として決定した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体
団体の能力	団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。	35	32
	経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。	35	31
	業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。	35	32
	自己評価（マネジメントサイクル）の体制及び基準が確立されていること。	35	29
	実現性の高い適正な収支計画であること。	35	31
	管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。	35	33
	職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。	35	32
	地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。 （ワークライフバランスやSDGsの推進、若年者・高齢者・障害者雇用、地域との協働、市内に本店がある等）	35	30
	指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること。	35	30
	利用者が公平に施設利用ができるよう、配慮されていること。	35	30
	利用者の安全確保（衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	35	32
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	35	31
	個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。	35	31
	負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。	35	31
	緊急（防火、防犯等）対応等危機管理体制を有していること。	35	32
小計	525	467	
提案事業の内容	収益を上げるための努力がされていること。	35	31
	利用料金の設定にあたり、採算制と公平性、適正性を考慮していること。	35	31
	コスト縮減が図られ又は考慮されていること。	35	29
	利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。	35	30

利用者からの苦情処理の体制がとれていること。	35	29
ノウハウを活用し、要求水準を満たした具体的な達成目標を設定した事業計画を立てていること。	35	32
施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること。	35	30
管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	35	33
広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。	35	30
地域や施設の特性を踏まえた事業展開が図られていること。	35	33
地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。	35	32
第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。	35	29
資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。	35	28
訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。	35	31
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	35	28
小計	525	456
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	923	923
合計	1,973	1,846
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	93.5

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	株式会社京王エージェンシー・ 株式会社京王設備サービス共同事業体
令和5年度（2023年度）	96,689,000円
令和6年度（2024年度）	97,140,000円
令和7年度（2025年度）	97,828,000円
令和8年度（2026年度）	98,793,000円
令和9年度（2027年度）	99,300,000円
5年間の合計	489,750,000円
【参考】 令和4年度（2022年度）協定金額	85,385,000円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市高尾599ミュージアム条例（平成26年八王子市条例第78号）
第16条

指定管理者	八王子市立都市公園の指定管理者の指定について	まちなみ整備部
		公園課
概要	8か所の運動公園の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立都市公園の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立大塚公園 八王子市立大平公園 八王子市立内裏谷戸公園 八王子市立松木公園 八王子市立別所公園 八王子市立殿入中央公園 八王子市立北野公園 八王子市立久保山公園</p> <p><指定管理者> 八王子スポーツパーク共同事業体 代表団体 株式会社 緑化技研 構成団体 文吾林造園株式会社 東京本社 構成団体 市川造園株式会社 構成団体 太陽スポーツ施設株式会社</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間（5期目）</p> <p><選定方法> 公募（応募1者） 八王子市都市公園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定（応募者） 八王子スポーツパーク共同事業体（現在の指定管理者） ※ 本市における指定管理の実績 運動公園</p> <p><選定理由> 候補者となった団体は、全ての評価項目で合格基準である6割以上の評価点数を獲得しており、豊富な業務実績による効果・効率的な施設管理が期待できる。その上で、施設設置目的を活かした優れた提案、環境に配慮した管理運営や適切な危機管理の計画を提案しており、これらを総合的に判断して、指定管理者候補者として適当であると認められるため。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 まちなみ整備部及び生涯学習スポーツ部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者を決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。 (1) 評価会議</p>		

評価会議の参加者6名（学識経験者2名、利用者代表1名、税理士1名、まちなみ整備部長、スポーツ担当部長）に、事業計画書及びプレゼンテーション動画について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	八王子スポーツパーク 共同事業体
団体の能力	団体の経営方針が明確であり適正な経理がされていること	30	24
	経営状況が健全であり、事業を安定して確実に行える経営規模を有していること	30	25
	公園の管理運営の業務実績が豊富であり、蓄積しているノウハウを活かした運営が期待できること	30	25
	適正かつ実現可能な収支計画であること	30	22
	管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること	30	21
	職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること	30	22
	利用者等の安全確保（衛生面を含む）に関する方策が講じられていること	30	20
	利用者が公平・公正な施設利用ができるよう、配慮されていること	30	21
	個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること	30	23
	緊急対応（事故・自然災害）等の危機管理体制を有していること	30	23
	小計	300	226
	提案事業の内容	蓄積したノウハウを活用し、要求水準を満たした効果・効率的な事業計画を立てていること	30
利用者ニーズを把握し、利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること		30	19
広報活動等、施設の利用促進のための方策が講じられていること		30	19
地域や施設特性を踏まえた施設の管理運営のための体制・方策が提案されていること		30	23
施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること		30	25
地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること		30	19
苦情要望の処理体制、及び利用者とのトラブルを防止する方策が講じられていること		30	20
第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること		30	18
施設点検・訓練・マニュアル作成など平常時から危機管理に関する適切な提案がされていること		30	22

	資源の有効活用など、環境に配慮した管理運営がされていること	30	23
	小計	300	213
	価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	439	439
	合計	1,039	878
	100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	84.5

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	八王子スポーツパーク共同事業体
令和5年度（2023年度）	147,916,769円
令和6年度（2024年度）	150,393,456円
令和7年度（2025年度）	147,725,037円
令和8年度（2026年度）	150,466,232円
令和9年度（2027年度）	147,776,077円
5年間の合計	744,277,571円
【参考】 令和4年度（2022年度）協定金額	117,870,000円 (概算払分を除く)

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項、第6項

○八王子市都市公園条例（昭和38年八王子市条例第24号）

第19条、第21条

指定管理者	八王子市立都市公園の指定管理者の指定について	まちなみ整備部 公園課
概要	八王子ニュータウン地区の57か所の都市公園の指定管理者の指定をするもの（公募）	
【内容】	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立都市公園の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立みなみ野大船の尾根緑地 ほか56公園（八王子ニュータウン地区公園）</p> <p><指定管理者> ニュータウンアーバンビレッジパーク共同事業体 代表団体 文吾林造園株式会社 東京本社 構成団体 株式会社 多摩緑化 構成団体 有限会社 天野植木 構成団体 株式会社 エイト 構成団体 株式会社 緑化技研</p> <p><指定期間> 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間（2期目）</p> <p><選定方法> 公募（応募2者） 八王子市都市公園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定（応募者）</p> <p>1 五嶋・Kei's・庭佳・セイワ共同企業体 代表団体 株式会社 五嶋造園 構成団体 株式会社 Kei's 東京営業所 構成団体 株式会社 東京庭佳 構成団体 株式会社 セイワ ※ 本市における指定管理の実績 なし</p> <p>2 ニュータウンアーバンビレッジパーク共同事業体（現在の指定管理者） 代表団体 文吾林造園株式会社 東京本社 構成団体 株式会社 多摩緑化 構成団体 有限会社 天野植木 構成団体 株式会社 エイト 構成団体 株式会社 緑化技研 ※ 本市における指定管理の実績 八王子ニュータウン地区公園</p> <p><選定理由> 候補者となった団体は、全ての評価項目で合格基準である6割以上の評価点数を獲得しており、豊富な業務実績による効果・効率的な施設管理が期待できる。その上で、施設設置目的を活かした優れた提案、利用者の安全確保や適切な危機管理の計画を提案しており、これらを総合的に判断して、指定管理者候補者として適当であると認められるため。</p> <p><選考経過> 1 一次選考</p>	

まちなみ整備部及び生涯学習スポーツ部において、書類及び応募資格について審査を行い、2者を一次選考の合格者として決定した。

2 二次選考

評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者2名、利用者代表1名、税理士1名、まちなみ整備部長、スポーツ担当部長）に、事業計画書及びプレゼンテーション動画について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	五嶋・Kei's・庭佳・セイワ共同企業体	ニュータウンアーバンビレッジパーク共同事業体
団体の能力	団体の経営方針が明確であり適正な経理がされていること	30	21	23
	経営状況が健全であり、事業を安定して確実に行える経営規模を有していること	30	20	22
	公園の管理運営の業務実績が豊富であり、蓄積しているノウハウを活かした運営が期待できること	30	22	26
	適正かつ実現可能な収支計画であること	30	20	20
	管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること	30	19	22
	職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること	30	21	20
	利用者等の安全確保（衛生面を含む）に関する方策が講じられていること	30	21	23
	利用者が公平・公正な施設利用ができるよう、配慮されていること	30	24	20
	個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること	30	21	24
	緊急対応（事故・自然災害）等の危機管理体制を有していること	30	21	22
	小計	300	210	222
提案事業の内容	蓄積したノウハウを活用し、要求水準を満たした効果・効率的な事業計画を立てていること	30	21	26
	利用者ニーズを把握し、利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること	30	24	22
	広報活動等、施設の利用促進のための方策が講じられていること	30	23	20
	地域や施設特性を踏まえた施設の管理運営のための体制・方策が提案されていること	30	23	23
	施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること	30	23	26
	地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること	30	22	21
	苦情要望の処理体制、及び利用者とのトラブルを防止する方策が講じられていること	30	21	22

第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること	30	20	20
施設点検・訓練・マニュアル作成など平常時から危機管理に関する適切な提案がされていること	30	21	23
資源の有効活用など、環境に配慮した管理運営がされていること	30	22	22
小計	300	220	225
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	447	447	442
合計	1,047	877	889
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	83.7	84.9

※ 合格基準は、全ての評価項目で6割以上

<指定管理料提案額>

年度	五嶋・Kei's・庭佳・セイワ共同企業体	ニュータウンアーバンビレッジパーク共同事業体
令和5年度（2023年度）	116,291,000円	116,614,308円
令和6年度（2024年度）	114,111,000円	114,730,767円
令和7年度（2025年度）	114,864,000円	117,173,097円
令和8年度（2026年度）	114,284,000円	115,299,027円
令和9年度（2027年度）	117,114,000円	120,301,299円
5年間の合計	576,664,000円	584,118,498円
【参考】 令和4年度（2022年度）協定金額	119,650,000円（概算払分を除く）	

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市都市公園条例（昭和38年八王子市条例第24号）
第19条、第21条

道路	市道路線の認定について				道路交通部
					路政課
概要	市道路線を認定するもの				
【内容】					
1 宅地開発関連		3路線			
2 その他		4路線			
	路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	市道八王子 1437号線	中野上町三丁目 地内	6.00~ 7.00	129.62	2 その他 まちなみ整備部住宅政策課 により築造された市営中野 団地の道路の引継ぎ完了に 伴い認定する。
2	市道八王子 1438号線	中野上町三丁目 地内	10.00~ 10.18	136.29	
3	市道八王子 1439号線	中野上町三丁目 地内	6.00~ 6.50	136.66	
4	市道八王子 1440号線	中野上町三丁目 地内	5.00	28.51	
5	市道八王子 1567号線	中野山王二丁目 地内	5.00~ 6.00	59.61	1 宅地開発関連 宅地開発により築造された 道路の引継ぎ完了に伴い認 定する。
6	市道由木 1158号線	松木 地内	5.00	59.50	
7	市道川口 385号線	榎原町 地内	5.00	52.14	
【法令等】					
○道路法（昭和27年法律第180号） 第8条第1項、第2項					

条例改正	八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について	総務部
		職員課
概要	東京都人事委員会勧告に準拠し、期末手当の改定をするもの	

条例改正	八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について	総務部
		職員課
概要	市職員の期末・勤勉手当の改定に準拠し、期末手当の改定をするもの	

条例改正	八王子市長等の給与に関する条例について	総務部
		職員課
概要	市職員の期末・勤勉手当の改定に準拠し、期末手当の改定をするもの	

条例改正	八王子市職員の給与に関する条例について	総務部
		職員課
概要	東京都人事委員会勧告に準拠し、初任給、給料表及び期末・勤勉手当の改定をするもの	